

第三セクター等改革推進債の概要（地方財政法附則第33条の5の7）

1. 対象経費

● 第三セクター等の整理又は再生に伴い負担する必要がある以下の経費

◇ 第三セクター（及び地方住宅供給公社）

⇒ 地方公共団体が損失補償を行っている法人の法的整理等を行う場合に必要となる当該損失補償に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

- ① 法的整理・・・破産手続、特別清算手続、再生手続及び更生手続
- ② 私的整理・・・一般に公表された債務処理のための準則等が該当

◇ 土地開発公社及び地方道路公社

⇒ 公社の解散又は不採算事業の廃止を行う場合に必要となる地方公共団体が債務保証等を行っている公社借入金の償還に要する経費（短期貸付金の整理に要する経費を含む）

◇ 公営企業

⇒ 公営企業の廃止（特別会計の廃止）を行う場合に必要となる以下に掲げる経費

- ・ 施設及び設備の撤去並びに原状回復に要する経費
- ・ 地方債の繰上償還に要する経費
- ・ 一時借入金の償還に要する経費
- ・ 退職手当の支給に要する経費
- ・ 公営企業型独法の設立に際して必要となる資金その他財産の出えんに要する経費
- ・ 国又は地方公共団体から交付された補助金、負担金等の返還に要する経費

2. 対象期間

- 平成21年度～25年度（一定期間内の集中的な改革を推進）

3. 発行手続

- 議会の議決 → 総務大臣又は都道府県知事の許可

4. 充当率

- 100%

5. 償還年限

- 10年以内を基本とするが、必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができる。

6. 財源措置

- 支払利息の一部について、必要に応じて特別交付税措置を講じる。